

都内在住の生徒・保護者の皆さまへ

令和6年度私立高等学校等 授業料軽減助成金・奨学給付金 特別申請のご案内

この制度は、私立高等学校等に通う生徒の保護者様の経済的負担を軽減することを目的として、授業料や教育費の一部を軽減するものです。

令和6年度の申請受付は10月31日（奨学給付金は令和6年7月31日）をもって終了しましたが、特別な事情により申請できなかった方等を対象に、特別申請の受付をいたします。

記

1 対象者

私学財団ホームページに掲載している「特別申請のお知らせ」の住所等の要件を満たし、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方です。

- (1) 通常の申請期間にやむを得ず申請できなかった方
- (2) 通常の申請期間終了後に住民税の税額変更等により対象となった方
- (3) 通常の申請期間後に助成対象となる高等学校等へ入学した方

※授業料軽減助成金については、令和6年度から所得制限がなくなりました。

2 軽減・給付額

- ・授業料軽減助成金（年額） ※授業料（実負担額）に対する助成：原則14万6,200円 又は 26万5,000円
- ・奨学給付金（年額） ※授業料以外の教育費に対する助成： 5万2,100円 又は 5万2,600円

3 申請方法

下記の「申請受付サイト」にログインして、オンラインで申請手続きを行ってください。

4 申請期間及び申請先

申 請 期 間	申 請 受 付 サ イ ト
令和7年1月6日（月）9時30分 ～ 1月14日（火）23時59分 ※上記期間内に登録まで終わってください。 期限を過ぎた場合、申請を受け付けできません。	授業料軽減助成金及び奨学給付金 申請受付サイト https://shigaku-tokyo-k.my.salesforce-sites.com/ 

5 注意事項

- (1) 助成要件や申請に必要な書類等は、財団ホームページに掲載の「授業料軽減助成金 特別申請のお知らせ」「奨学給付金 特別申請のお知らせ」を確認してください。
- (2) 申請には、住民票（マイナンバーの記載のないもの）及び課税証明書等が必要です。

6 お問合せ先

（公財）東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金・奨学給付金担当

電話 03（5206）7925 〈直通〉

〔土日・祝日・年末年始（令和6年度は12/28～1/5）を除く 9:15～17:00〕

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>